

就学援助制度のご案内

香取市では、経済的な理由により就学にお困りの家庭に対して、学用品等の一部を援助する就学援助制度があります。

1 就学援助を受けることができる方

ア 香取市に住所を有し、香取市内の公立小中学校に通うお子さんのいる家庭で、下記のいずれかに該当し、かつ世帯の収入等に基づき教育委員会が定めた基準額未満の方

- | | |
|-------------------------------|------------------|
| ①生活保護を受けている | ②生活保護が停止又は廃止になった |
| ③市民税が非課税または減免されている | ④固定資産税が減免されている |
| ⑤個人事業税が減免されている | ⑥国民健康保険税が減免されている |
| ⑦国民年金保険料が減免されている | ⑧児童扶養手当が支給されている |
| ⑨生活福祉資金の貸付けを受けている | |
| ⑩その他生活状態が極めて困窮していると教育委員会が認めた方 | |

イ 香取市に住所を有し、香取市内の公立小中学校に通うお子さんのいる家庭で、東日本大震災その他の大規模災害により自宅（住家）が被災し、り災証明書の判定区分が半壊以上で、かつ世帯の収入等に基づき教育委員会が援助を必要と認めた方

ただし、上記には該当しないが、申請をする際に昨年と比べて収入額等に変化が生じているときは、申請年の収入見込額で審査する場合がありますのでご相談下さい。

2 援助の内容

(1) 生活保護を受けている世帯の児童生徒

- ・修学旅行費
- ・医療費（学校の定期健康診断で発見されたむし歯等、定められた疾病の治療費）
- ・交通災害共済掛金（加入希望者のみ） ※5月認定者まで

(2) その他の世帯の児童生徒

費目	小学校 (年額)	中学校 (年額)	内 容
学用品費	11,630円	22,730円	前期・後期に分けて支給 小 5,815円×2 中11,365円×2
通学用品費	2,270円	2,270円	1年生は除く
宿泊を伴わない 校外活動費	実費 上限1,600円	実費 上限2,310円	参加するために直接必要な交通費、見学科 (年1回とする)
宿泊を伴う 校外活動費	実費 上限3,690円	実費 上限6,210円	参加するために直接必要な交通費、見学科 (年1回とする)
新入学 学用品費	64,300円	81,000円	小・中学校とも1年生（※原則入学前に支給） 入学前未支給の場合は、4月認定者のみ支給
修学旅行費	実費	実費	小学6年生、中学3年生で参加するために直接必要な 交通費、見学科、宿泊費及び均一に負担すべきその他 の経費
クラブ活動費	—	実費 上限5,000円	中学1・2年生の部活動加入者で、当該活動を行う生 徒全員が用意する用具の購入費及び経費

医療費	実費	実費	学校の定期健康診断で発見されたむし歯等、定められた疾病の治療費
交通災害共済掛金	350円	350円	加入申込者のみ（5月認定者まで）

3 申請の方法

学校または学校教育課にある申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して学校へ提出して下さい。

必要書類

※申請理由が①の方については、必要ありません。

※申請理由が②～⑩及びイの方は、以下の書類が必要です。

児童生徒と生計を一にしている世帯全員のものがが必要です。

- ・給与収入の方 令和7年分源泉徴収票又は確定申告書(第一表・第二表)の写し
- ・自営業等の方 令和7年分の確定申告書(第一表・第二表)又は令和8年度市民税・県民税申告書(表・裏面)の写し
(収支内訳書又は青色申告決算書等必要経費のわかる書類の写しも必要です)
- ・年金収入の方 令和7年分公的年金等の源泉徴収票又は年金振込通知書等の写し
- ・収入のない方 令和8年度市民税・県民税申告書(表・裏面)の写し
- ・その他の収入 収入の内容に応じて必要書類が異なります。担当へ確認してください。

※世帯員の中で下記事項に該当する方は、収入の目安額の加算となりますので内容・等級が分かる書類の写しが必要です。

身体障害者手帳 1、2、3級 精神障害者手帳 1、2級 障害年金 1、2級

※申請理由がイの方は下記の書類も必要です。

「り災証明書」(全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊)の写し

4 申請期限 随時(最終令和9年2月末日)

認定年月日は、申請書を受理した月の翌月1日となります。

申請をお考えの方は、早めに手続きをお願いします。

【問合せ先】 香取市教育委員会学校教育課 ☎0478-50-1239

認定になる収入の目安額

(R9.3月末年齢)

家族構成(年齢)	持ち家	借家
3人家族(41・35・14)	280万円	367万円
4人家族(35・30・9・4)	297万円	384万円
5人家族(42・35・13・9・4)	361万円	448万円
6人家族(65・42・35・13・9・4)	410万円	497万円
ひとり親2人家族(35・9)	234万円	321万円
ひとり親3人家族(65・41・14)	310万円	397万円
ひとり親4人家族(45・12・9・4)	352万円	439万円

※収入は児童生徒と生計を一にしている世帯全員の合算で算定します。(住民票の世帯が別でも生計が一緒であれば合算します。)

※この表はおおよその目安額です。家族構成・年齢などによって変わります。